



国際油濁補償基金（IOPCF）2011年10月会合の結果概要について

平成23年11月2日
海事局総務課危機管理室

国際油濁補償基金 2011年10月会合結果概要

- 新事務局長にホセ・マウラ事務局長代行（スペイン）を選出
- 共同監査機関委員に落合誠一中央大学教授他を選出
- 補償の適用となる「船舶の定義」の条約解釈を検討する作業部会を設置
- HNS条約改正議定書に7カ国が署名

国際油濁補償基金 2011年10月会合（92年基金第16回総会、追加基金第7回総会、71年基金第27回運営評議会及び92年基金第53/54回理事会）が下記のとおり開催され、森重俊也国土交通省海事局次長、芳鐘功国土交通省海事局油濁保障対策官、五十嵐徹人在英国日本国大使館参事官、藤田友敬東京大学教授ほかが出席したところ、結果概要について、お知らせ致します。

1. 日程：平成23年10月24日（月）～10月28日（金）
2. 場所：国際海事機関（IMO）本部 ロンドン
3. 主要議題の結果概要

1) 事務局長の選挙について

事務局長のウィリアム・オスタフェン氏（オランダ）が病気となり、暫定的な措置として、請求部長のホセ・マウラ氏（スペイン）が事務局長代行として職務を遂行してきたが、オスタフェン氏が一期目の任期を満了し、また、同氏が事務局長の職務の継続を望まない旨意思表示したことを受けて、事務局長の選挙が行われた。同選挙には、現在の事務局長代行マウラ氏と地中海地域海洋汚染緊急対応センター（REMPEC）のセンター長のフレデリック・エベール氏（フランス）が立候補していたが、選挙の結果、マウラ氏が次期事務局長に選出された。

2) 議長等の選出について

92年基金総会の議長としてジェリー・ライザネック氏（カナダ）、第一副議長として藤田友敬教授（日本）、第二副議長としてモハメッド・サイード・ウアリッド氏（モロッコ）が、追加基金総会の議長としてジャンカルロ・オリンボ中将（イタリア）、第一副議長としてビルギット・セリング・オルセン氏（デンマーク）、第二副議長として芳鐘功氏（日本）が、71年基金運営評議会の議長としてデビット・ブルース船長（マーシャル諸島）、副議

長としてアンジェイ・コソウスキー氏（ポーランド）が、それぞれ選出された。

なお、今次会合をもって退任することを表明したライザネック氏に代わり、次期会合以降の92年基金総会の議長としてガティ・シバトセン氏（ノルウェー）が、同様にオリンポ中將に代わり、次期会合以降の追加基金総会の議長としてスン・ブン・キム氏（韓国）がそれぞれ選出された。

92年基金理事会については、92年基金総会にて理事国が新たに選出された後、第54回理事会が開催され、議長にギネット・テスト氏（パナマ）が、副議長にインドのサミュエル・ダース氏（インド）が選出された。

3) 共同監査機関のメンバーの選出について

共同監査機関のメンバーとして、エミール・ディ・サンザ氏（カナダ）、ジョン・ギリエス氏（オーストラリア）、トーマス・ケフェルガード氏（スウェーデン）、落合誠一教授（日本）の選出が確認され、新たに指名を受けたジャンカルロ・オリンポ中將（イタリア）が新たに選出された。また、議長の推薦を受けて、ディ・サンザ氏が同機関の議長に選出された。

4) 理事国の選挙について

92年基金理事国の任期は1年となっており、毎年通常総会時に選挙が行われ理事国が選出される。今次会合では、規定に基づき、最大拠出国とされる11か国の中から7か国（カナダ、フランス、インド、イタリア、マレーシア、韓国、スペイン）、その他の加盟国の中から8か国（バハマ、ギリシャ、メキシコ、モロッコ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ及びトルコ）の計15か国が選出された。

なお、二期連続で理事国に選出された我が国は、今次会合で選出される理事国となることはできない。

5) 「船舶」の定義について

船舶を改造して作られた油の浮体貯蔵施設（FSU）の事故に係る賠償請求事案において、ギリシャの最高裁判所が、国際油濁補償基金のこれまでの解釈と異なり、同施設が92年責任条約（92CLC）及び92年基金条約（92FC）上の船舶にあたりと判断したことを受け、FSUに対する92CLC及び92FCの適用可能性について基金事務局が外部のコンサルタントを利用して調査を行ってきた。今次会合では、オックスフォード大学ロウ教授が作成した条約解釈に関する報告書及び同報告書を基礎とした事務局提案文書が提出された。

我が国は、ロウ教授の報告書内容を強く支持しつつ、洋上で油の積み換えを行う際の母船が92CLC及び92FCの船舶と言えるか否かについて1年間同じ場所に錨泊しているか否かで区別するとする事務局の提案については、1年という期間のみを判断基準とすることが適切かどうか、1年という期間が実務上適切な期間と言えるかどうか疑問があるとして、さらなる情報提供を求める発言を行った。

議論の結果、作業部会を新たに設置して、現行条約を変更しないことを前提に、ロウ教授の報告書に留意しつつ、様々な解釈が引き起こす影響等を分析した上で条約解釈についての統一のアプローチを検討することになった。

6) 財務諸表の承認並びに通常予算及び大規模請求基金に関する予算の承認について

92年基金、追加基金及び71年基金それぞれについて2010年度の財務諸表の承認が行われ、2012年度の予算が承認された。92年基金については、その通常予算に関連する一般基金に関して総額で3,500万ポンドの拠出を求めること、Erika大規模請求基金に関して2,500万ポンドの剰余金を返金すること、Prestige大規模請求基金に関して850万ポンド、Hebei Spirit大規模請求基金に関して3,150万ポンドの拠出を求めること、Volgoneft 139大規模請求基金に関して92年基金理事会の許可を条件に550万ポンドの拠出を繰延徴収の形で求めることが決定された。

7) HNS条約改正議定書について

HNS条約改正議定書については、これまでデンマークが批准を条件とする署名を行っていたが、今次会合中の25日に新たにカナダ、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー及びトルコがIMO事務局長立ち会いの下署名式を行い、批准を条件とする署名を行ったことが報告された。さらに、IMO事務局により、10月31日にさらに1か国が同様の署名を行い、署名国は8か国となる予定であるとの報告があった。

8) 国際油濁補償基金加盟国数について

2011年9月現在、92年基金の加盟国数は105か国であり、セルビア、セネガル及びパラオが既に加加入書を寄託していることから、2012年9月29日には加盟国数が108か国となること、及び2011年9月現在、追加基金の加盟国数が27か国であることが報告された。

9) Hebei Spiritの事故の処理について

92年基金の補償支払い水準について、韓国政府から現状の35%を50~60%に引き上げるよう92年基金理事会に対して口頭での要請がなされたが、引き上げの根拠となる十分な情報が韓国政府より提供されていないとの理由で、水準を35%に維持するとする事務局の提案が承認された。

問い合わせ先

海事局総務課危機管理室 芳鐘、岡村

代表番号 03-5253-8111 内線 43-268 直通番号 03-5253-8616